

# 納付手続きが簡易な「スマホアプリ納付」

2022(令和4)年12月1日から、スマホアプリ(〇〇Pay 払い)で所得税・法人税など国税全税目の支払が可能となりました。金額制限があるため法人の国税納付には不向きですが、個人の税金支払には事前手続きがなく手軽な方法です。来年の確定申告等で納付方法の一つとして検討してみてください。

## スマホアプリ納付

### (1) 利用できるスマホアプリ

次の6つのスマホアプリ(〇〇Pay 払い)から、納付手続きが行えます。

・PayPay ・d払い ・auPAY ・LINE Pay ・メルペイ ・Amazon Pay



### (2) 特徴

- ・クレジットカード納付と異なり、**決済手数料はかかりません**
- ・ダイレクト納付の利用届出書の**事前提出等の手続き無し**で、直ぐに利用可能
- ・ご家族等の国税も**当人に代わってスマホアプリ(〇〇Pay)での支払が可能**

### (3) 納付手続

国税のスマートフォン決済専用サイトへのアクセス方法が複数あります。

- ① e-Tax を利用して申告データを送信: メッセージボックスの受診通知からアクセス
- ② 国税の HP 上の「確定申告書作成コーナー」: 申告書作成後に表示される QR コードからアクセス
- ③ 国税庁 HP の「スマホアプリ納付の手続」: 「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス



下記は国税スマートフォン決済専用サイトからのアクセスの場合の手続き画面(国税庁のHPより抜粋)



詳細は:[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone\\_nofu/index.htm#a0022011-054](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm#a0022011-054)



## 注意すべき事項

納付手続きが簡易なスマホアプリ納付ですが、いくつか注意する点があります。

- ◎一度の納付での**利用上限金額は30万円**(但し、利用するアプリの設定により制限される可能性あり)
- ◎各スマホアプリ(〇〇Pay 払い)に**事前の残高チャージが必要**(チャージ残高の範囲内で支払)
- ◎**領収証書の発行ができない**(領収証書が必要な場合は、金融機関、所轄税務署での現金納付)
- ◎既に**振替納税**を利用している場合、**事前に所轄の税務署へ連絡**した上でスマホアプリ納付を実施
- ◎**納付手続内容を、納付後に後日確認することが出来ない**ため、スマホアプリ納付の情報入力時に「メールアドレス」を登録し、「納付完了メール」を受信しておく必要がある。また、納付手続が完了した際に「納付内容をダウンロード」することも可能

### ◎12月の予定

12/12・11月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

1/4

・10月決算法人の確定申告

・1,4,7月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館3階  
TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL <https://kuronuma-ac.jp/>/E-Mail [info@kuronuma-ac.jp](mailto:info@kuronuma-ac.jp)